

# 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

国際医療福祉大学成田病院薬剤部

## (銘柄名処方に係る原則)

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・その他、医師の指示がある場合は、その指示に従う。

## 【1】院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルの運用について

- ・薬剤師法第24条に基づき、処方せんに疑わしい点がある場合の疑義照会は、簡素化することはできない。
- ・薬剤師法第23条に基づき、処方せんの変更には医師の同意が必要である。
- ・保険薬局薬剤師は、以下のプロトコルに沿って医師の確認を必要とせず、処方変更を行うが、当該変更は疑義照会に該当しない、1) 調剤上の工夫、2) 患者利便性の向上、3) 明らかな記載ミスによるものであって、医師による事前の包括的指示と、変更することについての事前同意を得て行うものである。
- ・実施にあたり各保険薬局と国際医療福祉大学成田病院において合意書の締結が必要である。

## 【2】処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容をFAX(0476-35-5707)にて薬剤部に連絡行う。

## 【3】簡素化プロトコル内容

※変更する際は、必ず患者様に説明し、同意を得てから変更をする。

### 1 薬剤の変更（適正化）について

#### 1.1 同一製剤の銘柄を変更して調剤する。

※先発品間でも可（但し、薬価が同じあるいは安くなる場合のみ。）

#### 1.2 剤型の変更（安定性、患者利便性の向上のための変更に限る）

例) OD錠への変更、錠剤から細粒への変更

※用法用量が変わらない場合のみ可。

※外用剤は不可

（軟膏→クリーム、クリーム→軟膏、インスリンデバイス等は対象外）

#### 1.3 消炎鎮痛外用剤におけるパップ剤からテープ剤へ変更して調剤する（逆も可）

※患者の希望があった場合に限る

※成分が同じものに限る

※枚数に関しても原則同じ

1.4 別規格製剤がある場合の処方規格を変更して調剤する(安定性、患者利便性の向上のための変更に限る)

例) 5mg 1回2錠 → 10mg 1回1錠

1.5 湿布薬や軟膏での規格変更に関するこ (合計処方量が変わらない場合)

1.6 単剤の組み合わせを服用歴のある配合錠に変更して調剤する(同一成分に限る)。

服用歴のある配合剤において、入院等を契機に院内採用薬の兼ね合いで同成分の単剤に変更されていることが薬歴上で判断でき、かつ患者が服用歴のある配合剤への変更を希望した場合に限り服用歴のある配合剤へ変更することができる。

1.7 抗菌薬併用時の活性生菌製剤への変更(非併用時の逆も可)

1.8 販売名変更等で名称が変更になる場合に切替が前後しても、同一薬として調剤する。

## 2 処方日数の変更(適正化)について

2.1 繼続処方中の処方薬に残薬があるため、処方日数を短縮して調剤する。

残薬調整の目的に限り、外用剤等の本数変更も含む。

※処方せんの残薬を確認した場合の対応において、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、疑義照会をした上でなければ変更ができない。また、「保険医療機関へ情報提供」の項目にチェックがある場合は、別途、服薬状況等の情報提供を必要とする。

2.2 隔日・週1回などの服用指示が処方上明確にあるが、連日投与する他の処方薬と同一処方日数で処方されている場合に処方日数を短縮して調剤する。

2.3 週1回あるいは月1回製剤が連日処方されている場合に、処方日数を他の処方薬の期間に合わせて短縮して調剤する。

## 3 用法指示記載漏れの追記(適正化)について

3.1 外用剤や頓服薬で医師の用法指示が記載されていない場合でも、添付文書に従った用法指示が患者に指示されれば、その用法指示を追記して調剤する。

外用剤の用法指示における回数は添付文書上に幅のない場合に限る。

頓用：37.5°C以上発熱時、不眠時、疼痛時、悪心時、便秘時、(喘息、狭心症などの)発作時など。

3.2 不適切な用法間違について、患者説明後、同意を得て変更する。

例) α-GI薬 食後 ⇒ 食直前

睡眠導入薬 朝食後 ⇒ 寢る前

BP剤 朝食後 ⇒ 起床時

※「食後」で処方されている漢方薬、EPA製剤、EPA・DHA製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンについては、通常の疑義照会で一度は「食後」と確認が取れている場合は、「食後」投与とすること。

## 4 調剤方法の変更(適正化)について

※医薬品の安定性データに留意してください。

4.1 アドヒアラランス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)。ただし、抗腫瘍剤は除く。

逆の場合の例) ワーファリン錠 1 mg 2.5錠 粉碎 → ワーファリン錠 1 mg 2錠  
ワーファリン錠 0.5 mg 1錠

4.2 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること（抗腫瘍剤、およびコメントなどに「一包化不可」とある場合は除く）  
※上記以外の理由は、合意範囲外とする。

## 5 その他

※「おくすり手帳」、「トレーシングレポート」等による情報のフィードバックの推進をお願いいたします。  
※調剤過誤、副作用発生等の連絡、新規合意に関する問い合わせは、下記までお願ひいたします。

### 連絡先

国際医療福祉大学成田病院薬剤部直通 0476-35-5610  
成田病院薬剤部 医薬品情報管理室 narita-di@ihwg.jp

令和6年6月1日(第1版)  
令和7年4月1日 (改訂第2版)